

「島根県警察本部庁舎」自動販売機設置事業者公募要項

島根県警察本部長が所管する県有財産に自動販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

この公募に応募される方は、この公募要項の内容を承知のうえ、お申し込みください。

1 目 的

県有財産の一層の有効活用を図り、県の自主財源を確保するとともに、県民サービスの向上に資する。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人、個人及び（３）から（６）の要件を満たす任意団体に限り応募できる。

- （１）島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- （２）消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- （３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号から第４号及び第６号の規定に該当する者でないこと。
- （４）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条に規定する観察処分を受けた団体でないこと。
- （５）自動販売機設置業務について２年以上の実績を有すること。（自動販売機設置業務は、設置管理、商品の補充、代金回収等を委託契約等により他者に行わせている場合を含む。）
- （６）法人にあっては島根県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては島根県内に住所を有し、任意団体にあっては団体の本拠が島根県内にあること。

3 公募を行う事項等

（１）公募事項

自動販売機を設置するための県有財産の賃貸借

（２）貸付場所及び面積等

次の施設のグループの公募を実施する。

【施設名】島根県警察本部庁舎

【所在地】松江市殿町８番地１

グループ	物件番号	貸付場所の位置	貸付面積	貸付場所の寸法等			販売商品	位置図 No.
				幅	奥行	回収箱 面積		
1	1	1階応接コーナー	1.87㎡	1.20m	1.10m	0.55㎡	飲料１台（缶、PET等）	①
	2	1階応接コーナー	1.21㎡	1.10m	1.10m		食品１台（パン、カップ麺、菓子等）	②

※ 貸付面積には、放熱余地・転倒防止器具等・回収ボックス設置部分を含む。

（３）貸付期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで（更新はしない。）

（４）販売商品

物件番号１ 缶・ペットボトル等入り飲料（酒類及びノンアルコール飲料を除く。）

物件番号２ パン（４種以上）、カップ麺（４種以上）、菓子（３種以上）、栄養補助食品

（５）貸付料

採用された見積額（年額・税抜き）に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額をもって、年額貸付料とする。

（６）その他の貸付条件等

別添仕様書のとおり。

4 応募申込手続

(1) 提出書類

公募に応募しようとする場合は、次の書類（各 1 部）を提出すること。

提出書類	法人	個人	任意団体	様式
応募申込(見積)書	○	○	○	第1号
委任状(注1)	△		△	第2号
登記事項証明書(現在事項全部証明書)(注2)(注3)	○			
住民票の写し(注2)		○		
団体の規約等の写し			○	
誓約書	○	○	○	第3号
役員等名簿	○	○	○	別紙
島根県の未納の徴収金がない旨の証明書(注2)	○	○		
未納の消費税額及び地方消費税額がない旨の証明書(注2)	○	○		
設置する自動販売機の概要書(注4)	○	○	○	第4号

(注1) 代理人を定める場合には提出すること。

なお、委任する権限に応じて、第2号の1又は第2号の2を提出すること。

(注2) 発行後3ヶ月以内のものに限る。

(注3) 代表者変更に係る登記が完了していない場合は、株主総会議事録、登記申請受理書その他代表者が交代したことを証する書面を提出し、登記完了後、登記事項証明書を提出すること。

(注4) 自動販売機のカタログ又は写真・寸法図、販売商品一覧等の資料を添付すること。

(2) 提出方法

提出期間内に(1)に記載の提出書類を直接持参又は郵送により提出すること。

(電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。)

郵送により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、「島根県警察本部庁舎自動販売機設置事業者応募」と明記すること。

(3) 提出先

島根県警察本部警務部会計課 管財第一係

(〒690-8510 松江市殿町8番地1) 電話：0852-26-0110(内線2232)

(4) 提出期間

公告の日～令和8年1月29日(木)

(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く毎日9時から12時及び13時から17時までの間に受付。)

(5) 見積金額の記載

応募申込(見積)書に記載する見積金額は年額とし、消費税及び地方消費税を含まない額(税抜価格)を記載すること。

5 見積書の提出

(1) 次のグループについて見積合わせを行う。

グループ1(物件番号1、2をまとめて見積合わせをする)

(2) 次のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- ① 公募に参加できる資格のない者が行った見積
- ② 談合その他不正な行為があったと認められる者が行った見積
- ③ 金額を訂正した見積
- ④ 記名のない見積
- ⑤ 誤字、脱字、記載漏れ等により意思表示が明確でない見積

- ⑥ 同一人が同一物件について２以上の見積をしたもの

6 設置事業者の決定

- (1) 有効な応募申込(見積)書を提出した者であって、県が定めた予定価格以上で最高の価格をもって応募した者を設置事業者とする。
- (2) 最高価格の見積をした者が２者以上あるときは、当該応募者のくじ引きにより設置事業者を決定する。このうち、くじを引かない者があるときは、当該事務に関係のない県の職員にくじを引かせるものとする。なお、くじ引きの日時については別途通知する。
- (3) 設置事業者に決定された者に対し、４（４）の提出期間の末日から起算して１０日以内に、設置事業者に決定された旨を書面により通知する。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消すものとする。
 - ① 正当な理由なく、指定する期日までに契約締結の手續に応じなかった場合
 - ② 設置事業者が公募に参加できる者の資格等に該当しなくなった場合
 - ③ 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと県が判断したとき

7 契約の締結

- (1) 設置事業者は、県が指定する期日までに別添様式による契約書により契約を締結しなければならない。
- (2) 契約締結に関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。

8 その他

- (1) 施設ごとの応募申込者数について県に問い合わせがあった場合は、照会された時点の応募申込者数を回答する。
- (2) 応募者数等応募状況、採用された設置事業者名及び申込（見積）価格等について、県のホームページで公表する場合がある。
- (3) 食品衛生法等の法令の規定により営業等の許認可を要する場合には、契約締結後、営業開始までに、許認可を証する書類（許可証の写しなど）を警察本部会計課に提出すること。
- (4) 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、売上代金の回収等の業務を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置する日までに当該業務に関する当該他者との委託契約書又は協定書等の写しを警察本部会計課に提出すること。
- (5) 公募に関する質問がある場合は、書面（任意様式）により、令和８年１月１６日（金）１７時までに、警察本部会計課まで提出すること。質問に対する回答は令和８年１月２２日（木）までに県ホームページに掲載する。
- (6) 現地下見が必要な場合は、４（３）に連絡をすること。
- (7) 参考データは次のとおり。
 - ① 施設の利用可能日数 約２４０日／年
 - ② 施設の勤務者数 約４００人
 - ③ 前年度までの販売実績（数量）

物件番号	令和５年度	令和６年度
1	1,954	9,699
2	1,311	4,291

※令和５年度は令和６年１月１日から令和６年３月３１日までの実績

- ④ その他
庁舎内１階玄関ホールに公募を行わない自動販売機あり
飲料自動販売機：１台